

青森県公共施設等総合管理方針

～次世代への価値ある施設の継承のために～

平成31年1月

青 森 県

青森県公共施設等総合管理方針
～次世代への価値ある施設の継承のために～

－ 目 次 －

1	はじめに	．．．．．1
	（１）方針策定の趣旨	
	（２）対象とする公共施設等	
2	これまでの取組	．．．．．3
	（１）公共建築物	
	（２）インフラ施設	
3	公共施設等に関する現状と課題	．．．．．4
	（１）公共建築物	
	（２）インフラ施設	
	（３）取り巻く環境の変化	
4	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	．．．．．12
	（１）計画期間	
	（２）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
	（３）公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
5	方針のフォローアップ及び見直し	．．．．．15

【青森県公共施設等総合管理方針における用語の定義】

- ※1 **公共施設等**：県が所有又は管理する公共建築物及びインフラ施設をいう。
- ※2 **ファシリティマネジメント**：建物・設備等をはじめとする財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的観点からコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用することをいう。
- ※3 **アセットマネジメント**：インフラ施設を資産と捉え、その状態を定期的に把握・評価し、中長期的な予測の基で最適な維持管理を行う組織体制も含めた総合的なマネジメントをいう。
- ※4 **公共建築物**：建築物（インフラ施設に付随する建築物を除く。）及びその敷地をいう。本方針においては不用となった土地を含む。
- ※5 **ライフサイクルコスト**：公共施設等の企画構想から計画設計、建設、運用、解体廃棄段階までの一生に係るコストをいう。
- ※6 **PPP**：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものをいう。
- ※7 **PFI**：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。（PFI法に基づく事業）
- ※8 **施設アセスメント**：公共建築物に係る安全性等の「建物性能」、資産価値等の「外部需要」、利用者数等の「利用状況」、維持管理費等の「管理効率」、利用者満足度等の「内部需要」の5つの評価項目を定量的に評価し、建替、転用、維持、売却等の利活用の方向性を示すものをいう。
- ※9 **NETIS**：New Technology Information System の略。国土交通省が新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として整備した新技術情報提供システムのことをいう。

1 はじめに

(1) 方針策定の趣旨

県では、高度経済成長期以降、人口増や経済成長に伴う県民ニーズに対応するため、多くの公共施設等※₁を整備してきました。

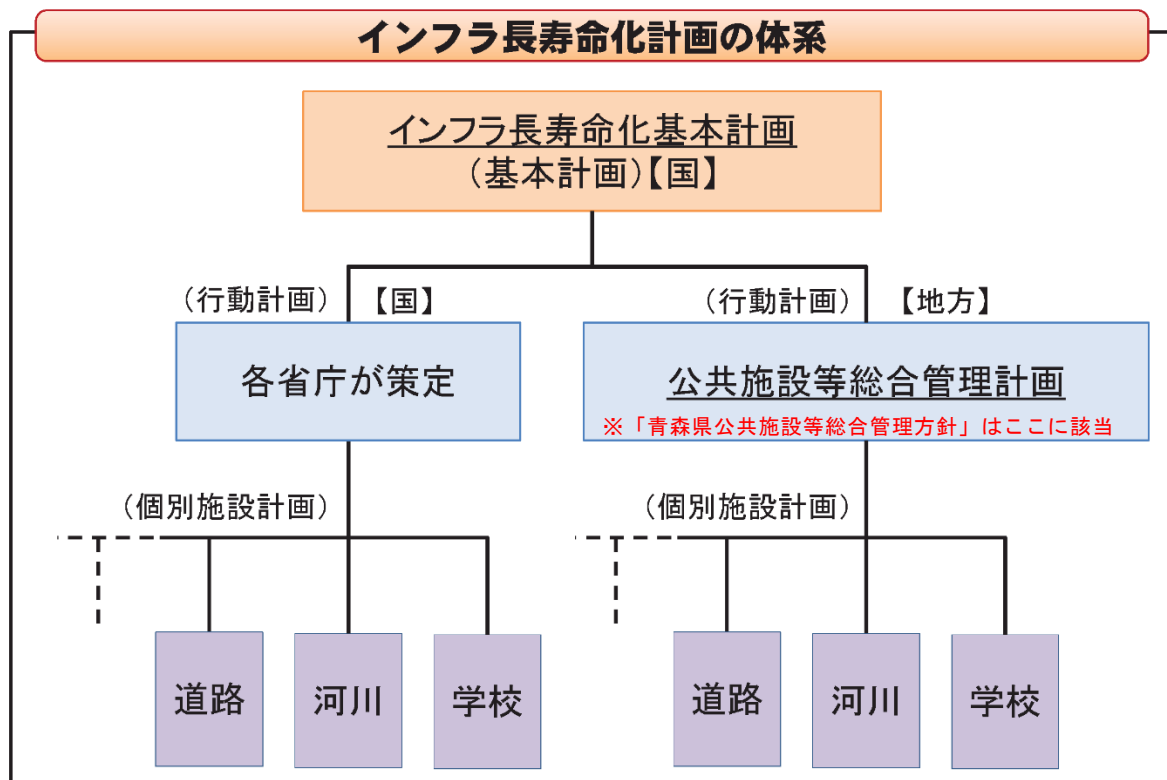
しかしながら、厳しい財政状況が続く中で、これらの公共施設等の老朽化が進み、維持管理・更新等に係る経費が増大する状況にあることから、老朽化対策が大きな課題となっています。また、人口減少や少子化・高齢化の進行などから社会構造や県民ニーズも変化しており、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、県では、ファシリティマネジメント※₂や橋梁アセットマネジメント※₃の手法を導入するなど、全国に先駆けて公共施設等の効果的・効率的な維持管理や長寿命化などの取組を進めてきたところです。

さらに、これまで分野別に進めてきたこれらの取組を統合することで、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、次世代への価値ある施設の継承を図ることを目的として、「青森県公共施設等総合管理方針（以下「方針」という。）」を策定するものです。

なお、この方針は、平成26年4月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」に該当するものです。

図1 方針の位置づけ



(2) 対象とする公共施設等

県が所有又は管理する公共建築物※⁴及びインフラ施設を対象とします。

表 1 対象とする公共施設等

公共建築物	行政財産	公用財産	庁舎等、その他公用財産
		公共用財産	福祉施設、公衆衛生施設、農林水産業施設、商工観光施設、県営住宅等、学校、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、病院、駐車場
	普通財産	貸付財産、職員公舎、未利用財産、その他	
インフラ施設	行政財産	道路、河川、港湾、公園、防災、空港、鉄道、下水道、工業用水等	

2 これまでの取組

(1) 公共建築物

県では、平成 16 年度にファシリティマネジメントの導入に着手し、平成 19 年 3 月には「青森県県有施設利活用方針」を策定し、公共建築物の有効活用を推進してきました。この方針に基づく公共建築物の保有総量縮小等の取組を推進するため、廃止となった庁舎等の利活用や利用調整による建築物の共同利用等に関し、「県有不動産利活用推進会議」において全庁的な検討を行い、不用となった庁舎等については積極的に売却等を進めています。また、長寿命化に向けて必要となる技術指針等の整備を行うとともに、従来のように建築後 30～40 年程度で建て替えるのではなく、さらに 40 年程度使用するための改修工事を行っています。

(2) インフラ施設

県では、平成 15 年度から橋梁の長寿命化対策について検討を開始し、平成 17 年度に橋梁アセットマネジメントシステムを構築するとともに、橋長 15m 以上の橋梁を対象とした 5 箇年のアクションプラン（事業計画）を策定し、平成 18 年から本格的な運用を開始しています。平成 20 年度には橋長 2m 以上の全ての橋梁を対象とした橋梁長寿命化修繕計画に移行し、平成 24 年度には 2 巡目の定期点検結果を反映した新たな「青森県橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、試算では今後 50 年間のライフサイクルコスト※5で 777 億円の縮減が見込まれるなど、橋梁の長寿命化や維持管理予算の縮減が図れる結果となっています。

表 2 策定済の個別施設計画等

分野	施設類型	個別施設計画等	策定年度
公共建築物	公共建築物全体	青森県県有施設利活用方針	H18
	県営住宅等	青森県県営住宅等長寿命化計画	H23
	職員公舎	職員公舎集約・共同利用計画	H19
インフラ施設	道路・橋梁	青森県橋梁長寿命化修繕計画	H24
	河川管理施設	高瀬川放水路水門外長寿命化計画ほか 7 件	H22～H26
		世増ダム長寿命化計画ほか 2 件	H26
	海岸保全施設	海岸施設長寿命化計画 11 地区	H26
	下水道	青森県岩木川流域下水道外長寿命化計画	H22～H25
	港湾	港湾施設維持管理計画 569 施設	H20～H26
	空港	青森空港維持管理・更新計画書	H26
公園	青森県公園施設長寿命化計画（2 公園）	H26	

3 公共施設等に関する現状と課題

(1) 公共建築物

ア 現状

県が所有する公共建築物は、平成 27 年 3 月 31 日時点で延床面積約 212 万平方メートルとなっています。公共建築物の延床面積が最も多かったのは平成 18 年度でしたが、その後は行財政改革や公共建築物の利活用の取組等により減少の傾向にあります。

施設区分別の延床面積では、学校が最も多く、約 84 万平方メートルと全体の約 40%を占め、次いで県営住宅等の約 40 万平方メートル（約 19%）、本庁舎や合同庁舎、警察署等の庁舎等の約 29 万平方メートル（約 14%）となっています。

また、県が所有する土地の面積は、平成 27 年 3 月 31 日時点で約 1,401 万平方メートルとなっています。土地の面積が最も多かったのは平成 15 年度でしたが、建築物と同様の取組等により減少の傾向にあります。

施設区分別の土地面積では、学校が最も多く、約 599 万平方メートルと全体の約 43%を占め、次いで貸付財産（普通）の約 402 万平方メートル（約 29%）、県営住宅等の約 80 万平方メートル（約 6%）となっています。

図2 施設類型別の延床面積の割合

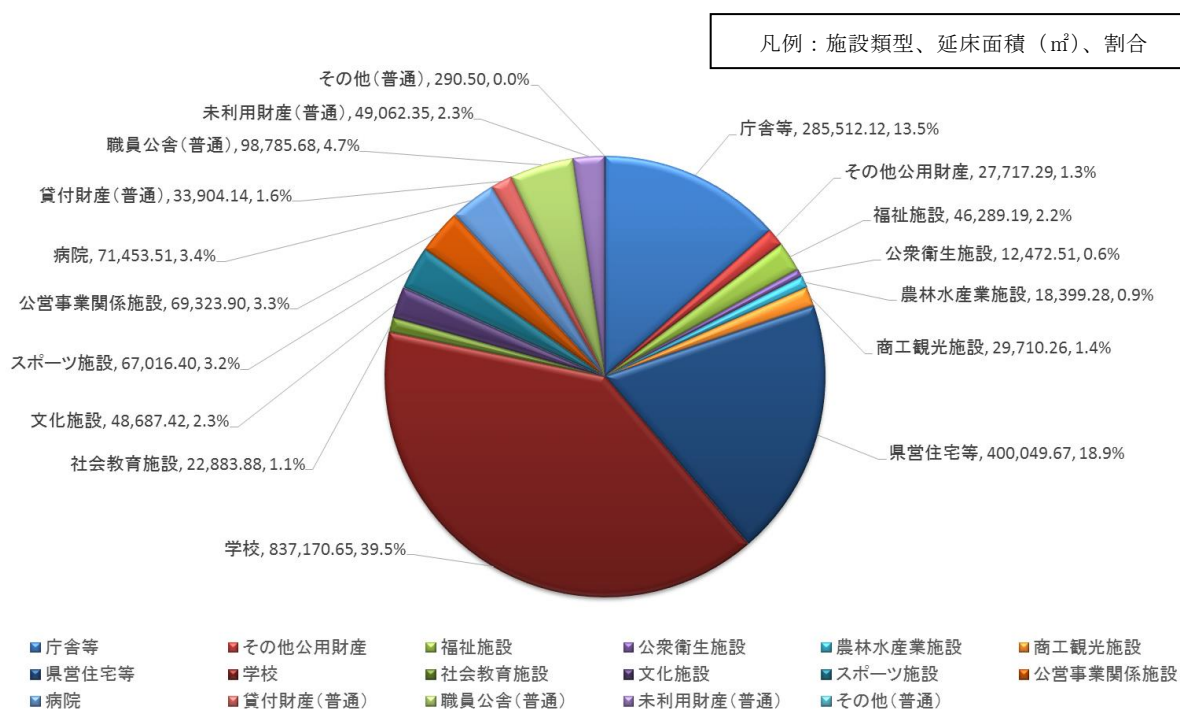


表3 公共建築物の概要（平成27年3月31日時点）

施設類型		延床面積 (㎡)	施設数	備考	
行政財産	公用財産	庁舎等	285,512.12	268	
		その他公用財産	27,717.29	34	
	公共用財産	福祉施設	46,289.19	11	
		公衆衛生施設	12,472.51	11	
		農林水産業施設	18,399.28	10	
		商工観光施設	29,710.26	35	
		県営住宅等	400,049.67	35	
		学校	837,170.65	86	
		社会教育施設	22,883.88	4	
		文化施設	48,687.42	5	
		スポーツ施設	67,016.40	4	
		公営事業関係施設	69,323.90	6	駐車場等
	病院	71,453.51	2		
普通財産	貸付財産	33,904.14	13		
	職員公舎	98,785.68	165		
	未利用財産	49,062.35	26		
	その他	290.50	4		

図3 施設類型別の土地面積の割合

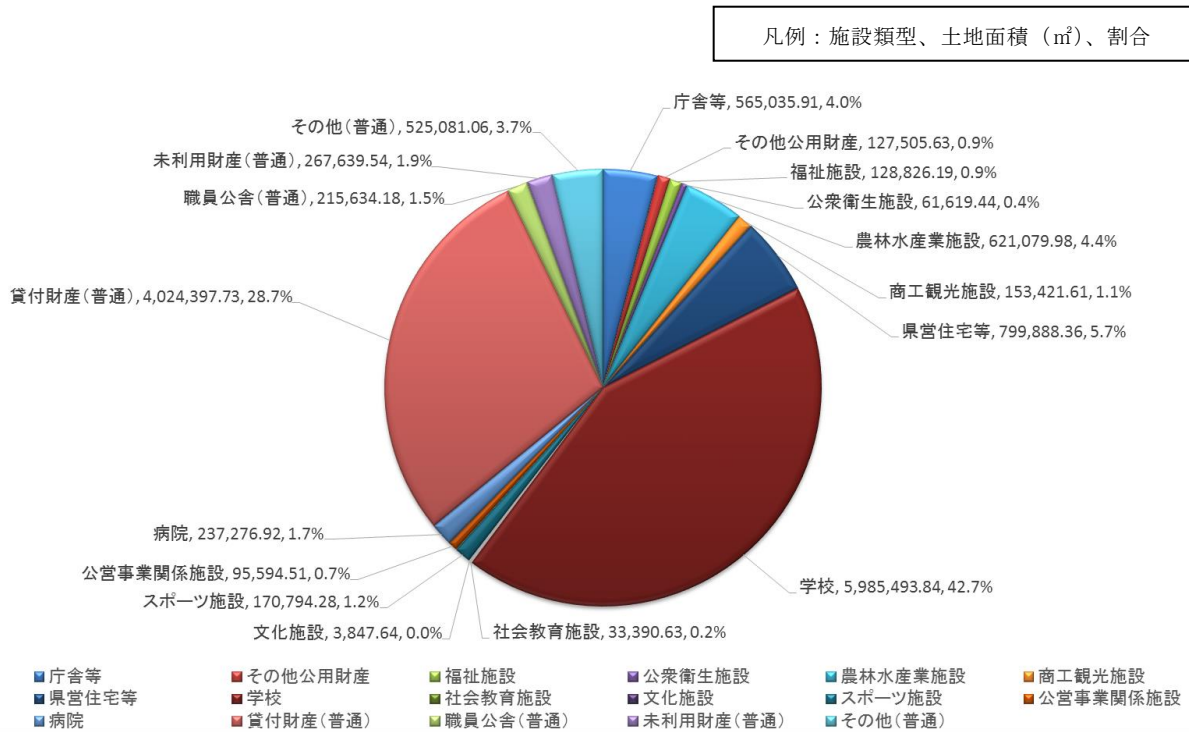


表4 土地の概要 (平成27年3月31日時点)

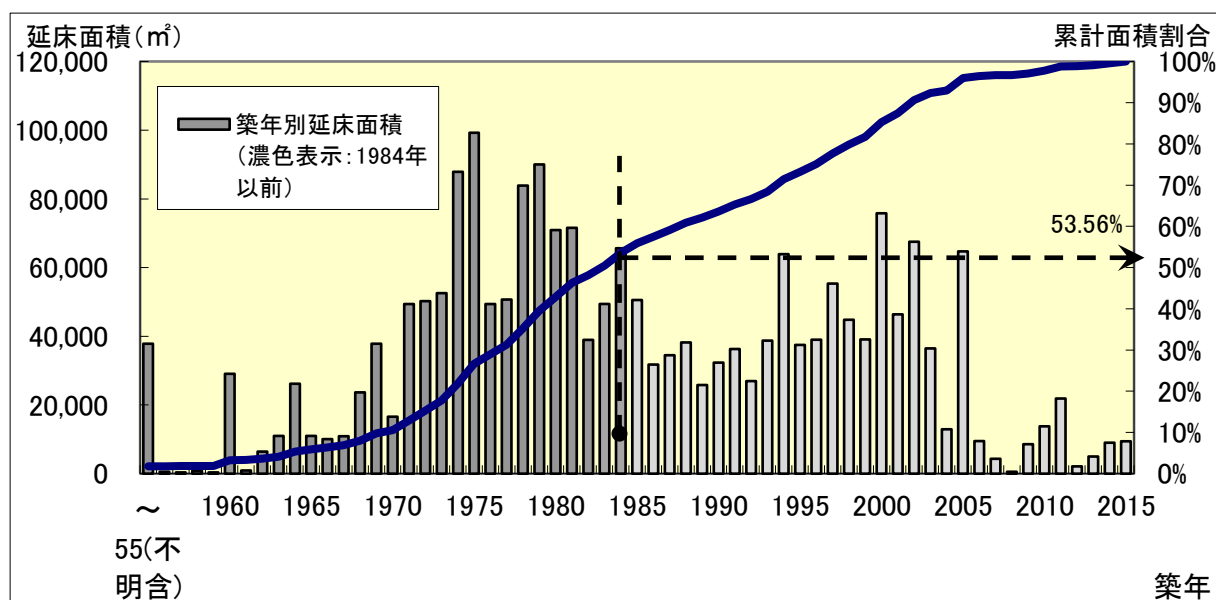
施設類型		敷地面積 (㎡)	備考
行政財産	公用財産	庁舎等	565,035.91
		その他公用財産	127,505.63
	公共用財産	福祉施設	128,826.19
		公衆衛生施設	61,619.44
		農林水産業施設	621,079.98
		商工観光施設	153,421.61
		県営住宅等	799,888.36
		学校	5,985,493.84
		社会教育施設	33,390.63
		文化施設	3,847.64
		スポーツ施設	170,794.28
		公営事業関係施設	95,594.51
	病院	237,276.92	
普通財産	貸付財産	4,024,397.73	
	職員公舎	215,634.18	
	未利用財産	267,639.54	
	その他	525,081.06	

イ 課題

公共建築物については、県の人口が減少に転じた昭和 58 年以降も県民生活等を支えるため必要な整備を行ってきたことにより平成 18 年度まで増加し続けていました。また、平成 24 年度（2012 年度）には、従来の建替えの目安である築後 30 年を経過するもの（1982 年以前建築のもの）が全体の半数を超えるなど公共建築物の老朽化が進み、その維持管理・更新等に係る経費が増大する状況にあります。

厳しい財政状況にあって、これら膨大な量の公共建築物を効率的に管理し、効果的に利活用することが喫緊の課題となっています。

図 4 公共建築物の築年数別床面積の状況（平成 27 年 3 月 31 日時点）



(2) インフラ施設

ア 現状

県が所有又は管理しているインフラ施設は、道路、港湾、空港等の産業インフラ、河川管理施設、砂防、治山等の国土保全のためのインフラ、下水道、公園等の生活関連インフラ等、また、都市や農山漁村を形成するインフラなど多岐にわたっています。

表5 県が所有するインフラ施設の概要

(平成27年3月31日時点)

施設類型	主な施設数等
道路	道路 224 路線・3,599.2km、橋梁 2,299 橋・66.74km
河川管理施設	ダム 9 基、樋門・樋管 699 基、水門等 7 基
砂防施設	砂防ダム 758 基、床固工 139 基
海岸保全施設	地区海岸 95 地区（農林水産部及び県土整備部所管分計）
下水道	3 流域下水道等、管渠 158.125km
港湾施設	14 港、外郭施設・係留施設等 1,228 施設
空港	1 空港
鉄道	延長 121.9km・27 駅、トンネル 16 箇所・7.2km、橋梁 299 橋・6.6km、立体交差 97 箇所
公園	3 都市公園
工業用水	2 工業用水道、管路 24,057.5m
農業水利施設等	ダム 10 基、中和処理施設 1
地すべり防止施設	10 地区
治山施設	治山ダム 3,433 基、法面工等 1,509 箇所、防潮護岸工 57.9km 【市町村等管理】林道 569 路線・1,210km、橋梁 105 橋・1.5km
漁港施設	44 港、防波堤・係留施設等 1,106 施設
漁場施設	漁礁・増殖礁等 375 施設
交通安全施設	信号機 2,590 基

イ 課題

道路の橋梁を例にすると、建設後 50 年を経過する施設の割合は、平成 27 年 3 月 31 日時点では約 10%ですが、その 10 年後には約 27%、20 年後の平成 47 年 3 月 31 日時点では約 50%と急激に老朽化が進み、港湾施設や治山施設等については、さらに早く老朽化が進む見通しとなっています。

また、インフラ施設は、施設毎に整備時期に偏りがあるとともに、利用状況、設置された自然環境等により劣化や損傷の進行が異なります。

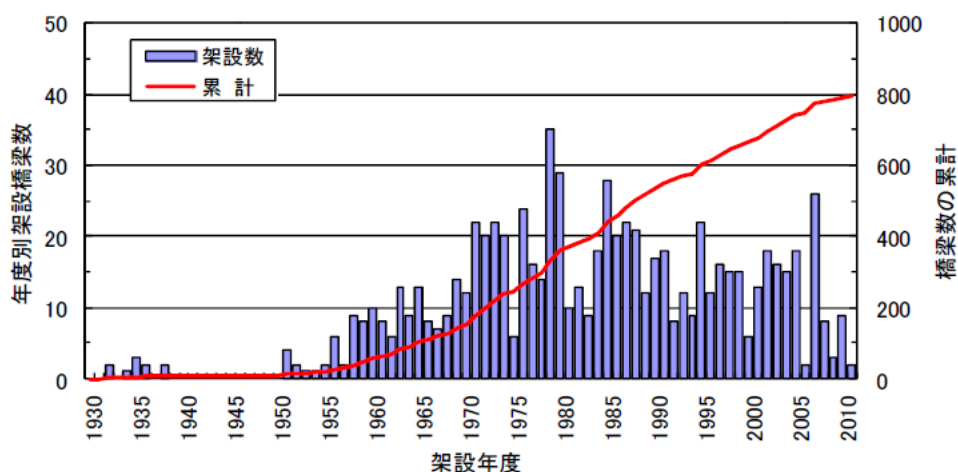
厳しい財政状況において、これらのインフラ施設の定期的な点検・診断を

行い施設の状態を把握し適切な対応を図るなど、効率的に管理することが喫緊の課題となっています。

表6 主なインフラ施設の老朽化の状況

施設類型	建設後 50 年以上経過する施設の割合			施設数等
	H27.3 月	10 年後	20 年後	
道路（橋梁：橋長 15m 以上）	9.6%	27.1%	49.4%	857 橋
河川管理施設（ダム）	0.0%	22.2%	22.2%	9 基
下水道（管渠）	0.0%	0.0%	0.4%	158.125km
港湾施設（外郭施設・係留施設・橋梁・トンネル）	19.4%	40.2%	66.7%	14 港 (1,228 施設)
空港	0.0%	0.0%	0.0%	1 空港
鉄道（橋梁）	27.8%	93.3%	96.3%	299 橋
鉄道（トンネル）	0.0%	100.0%	100.0%	16 箇所
公園	0.0%	33.3%	33.3%	3 都市公園
農業水利施設（ダム）	10.0%	50.0%	70.0%	10 基
治山施設（治山ダム）	17.0%	42.7%	67.3%	3,433 施設

図5 橋梁の架設年度の分布（橋長 15m以上）



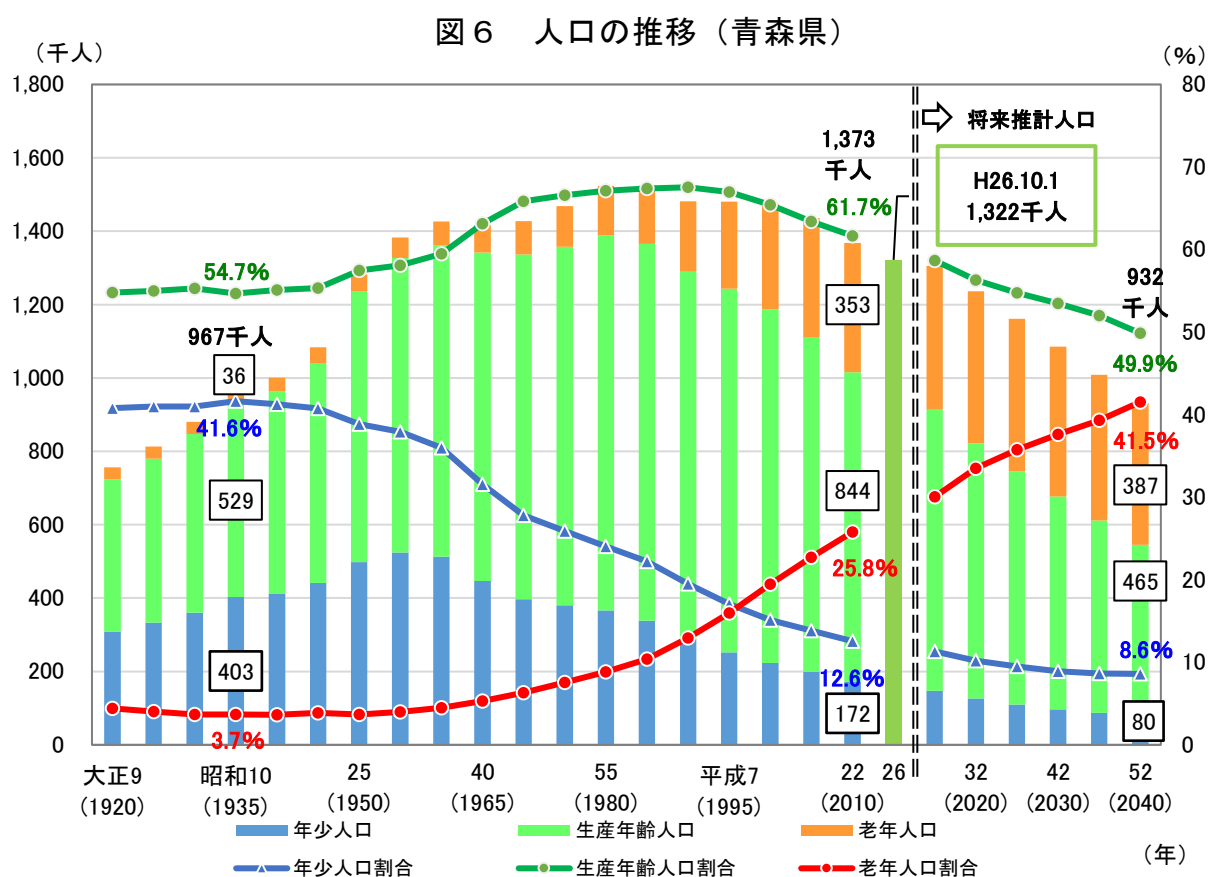
出典) 青森県橋梁長寿命化修繕計画 10 箇年計画 (平成 24 年 5 月)

(3) 取り巻く環境の変化

ア 人口の見通し

本県の人口は、昭和 58 年(1983 年)の 1,529,269 人をピークに減少傾向が続いており、平成 22 年国勢調査では 1,373,339 人と、前回調査と比較して 63,318 人、4.4%の減少となり、減少幅は過去最大となっています。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成 52 年(2040 年)の本県人口は 93 万 2 千人と推計されています。15 歳未満の年少人口の割合は減少する一方で、65 歳以上の老年人口の割合は増加する傾向にあり、老年人口は平成 37 年(2025 年)以降減少に転じるものの、総人口に占める割合は一貫して増加していくと推計されています。



資料) 総務省「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計)
 青森県「人口移動統計調査」

出典) まち・ひと・しごと創生 青森県長期人口ビジョン (平成 27 年 8 月)

イ 財政状況

本県の財政環境は、これまでの徹底した行財政改革努力により、財源不足額を着実に圧縮してきましたが、増大する社会保障関係費への対応など引き続き厳しさが見込まれるとともに、国の地方財政対策等の動向が不透明であるなど、予断を許さない状況が続いています。

図7 性質別予算構成比（平成27年度）

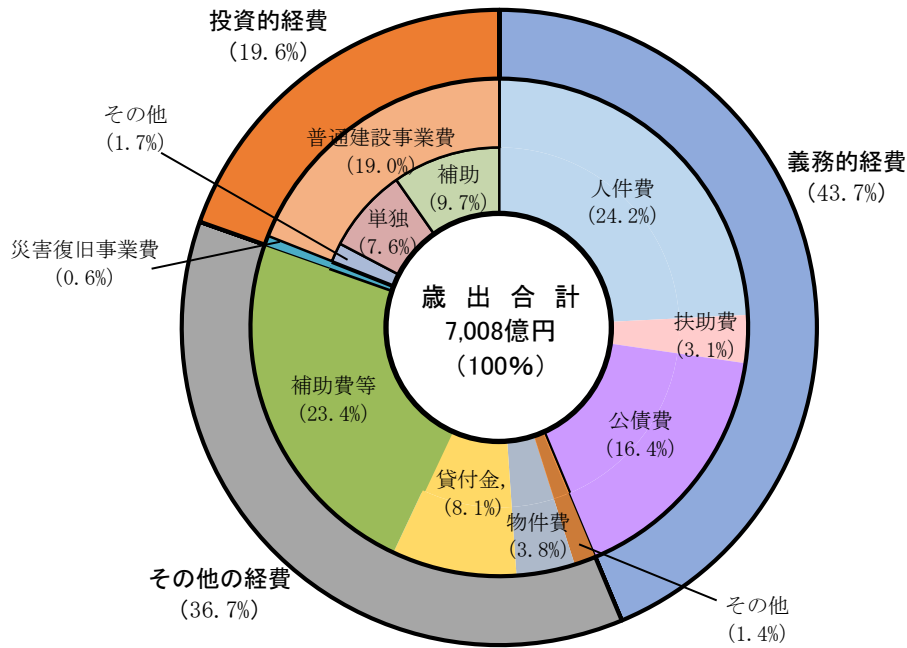
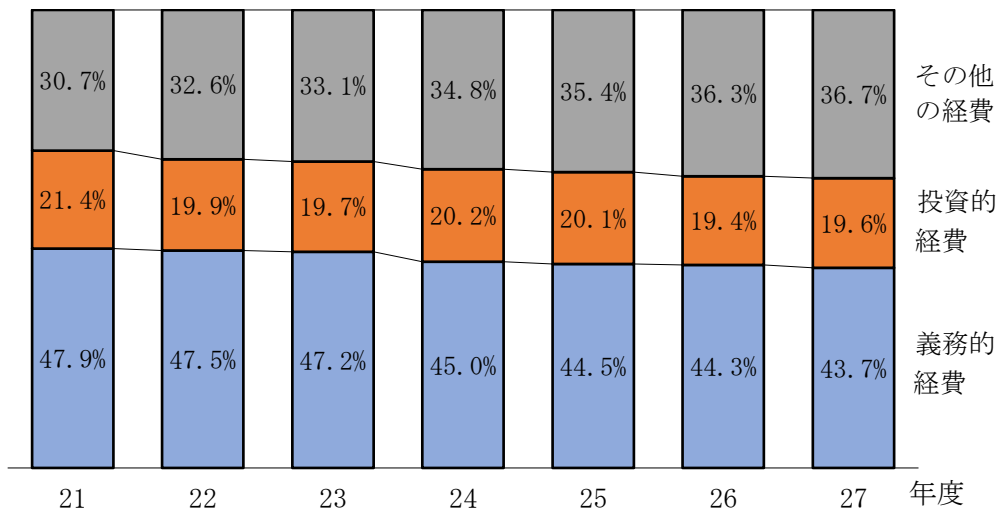


図8 性質別予算構成比の推移



出典) 青森県財政事情 (平成27年6月)

4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

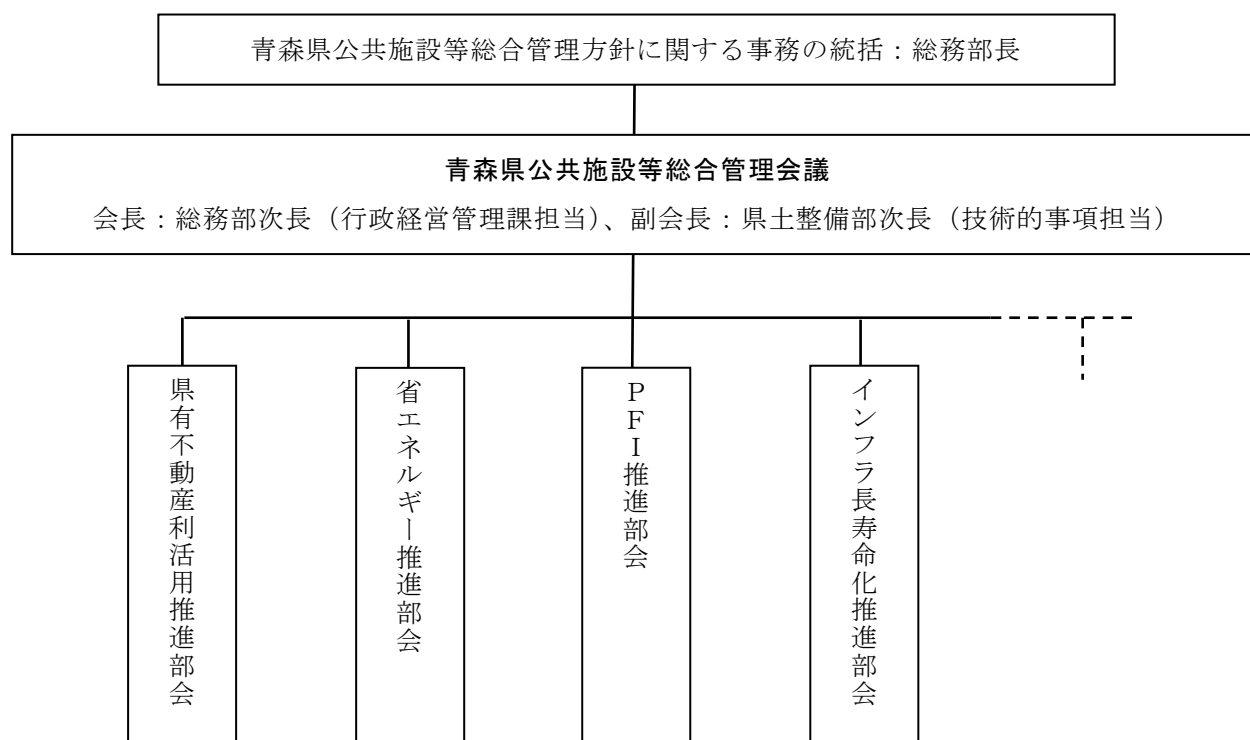
(1) 計画期間

平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間としますが、方針の進捗状況や行財政改革大綱の改定等により、計画期間内であっても見直しを行うことがあります。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

総務部長の統括のもと、青森県公共施設等総合管理会議（平成 28 年 1 月設置）において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組を推進します。

また、分野ごとに取組を推進するため青森県公共施設等総合管理会議に部会を設けることとし、既存の県有不動産利活用推進会議、省エネルギー推進会議、P F I 推進会議等を部会の一つとして位置付け、インフラ施設の適切な管理等を推進するため（仮称）インフラ長寿命化推進部会を設置します。



(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ア 公共施設等全体についての基本的な考え方

公共施設等を重要な経営資源ととらえ、その有効活用、長寿命化及びユニバーサルデザイン化を更に推進するとともに、維持管理・更新等に係る経費の節減を図ります。

また、国や市町村との連携強化を図り、より効率的な公共施設等の管理を推進するとともに、公共施設等の維持管理・修繕・更新等について PPP^{※6} / PFI^{※7} の活用を検討します。

イ 公共建築物についての基本的な考え方

(ア) 保有総量縮小の推進

《安全確保の実施方針、廃止の推進方針》

施設アセスメント^{※8}の評価等を踏まえ、全庁的な調整を行った結果、移転・集約等により将来的に利用が見込まれない公共建築物について、多様な手法を活用し積極的な売却等を行うことにより、保有総量の縮小を推進します。

また、耐震強度が著しく低く使用が危険な場合や劣化が著しく周辺環境に影響を及ぼす恐れがある場合などには公共建築物の供用を廃止し除却します。

(イ) 効率的利用の推進

《更新等の実施方針、統合・スペースの効率的利用の推進方針》

公共建築物の利用状況を定期的に調査し、執務室の標準化と共有スペースの集約等により利用空間の最適化を図るとともに、全庁的な視点から出先機関等の移転・集約など施設間の総合調整を行い、部局を越えた公共建築物の共同利用や余裕スペースの貸付等により、効率的利用を推進します。

また、新たな行政ニーズに対応するための施設が必要となった場合や著しい機能低下による建替が必要になった場合は、既存公共建築物の転用を最初に検討します。

(ウ) 長寿命化の推進

《点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化・長寿命化等の実施方針》

ライフサイクルコスト^{※5}を縮減し、将来の財政負担を平準化するため、定期的な点検・診断等により公共建築物の劣化状況等を把握し、適正な管理を行うとともに、保全措置の実施において、安全度や緊急度等を十分に検討し、措置を必要とする施設間での優先順位に基づき計画的に行うことにより、長寿命化を推進します。

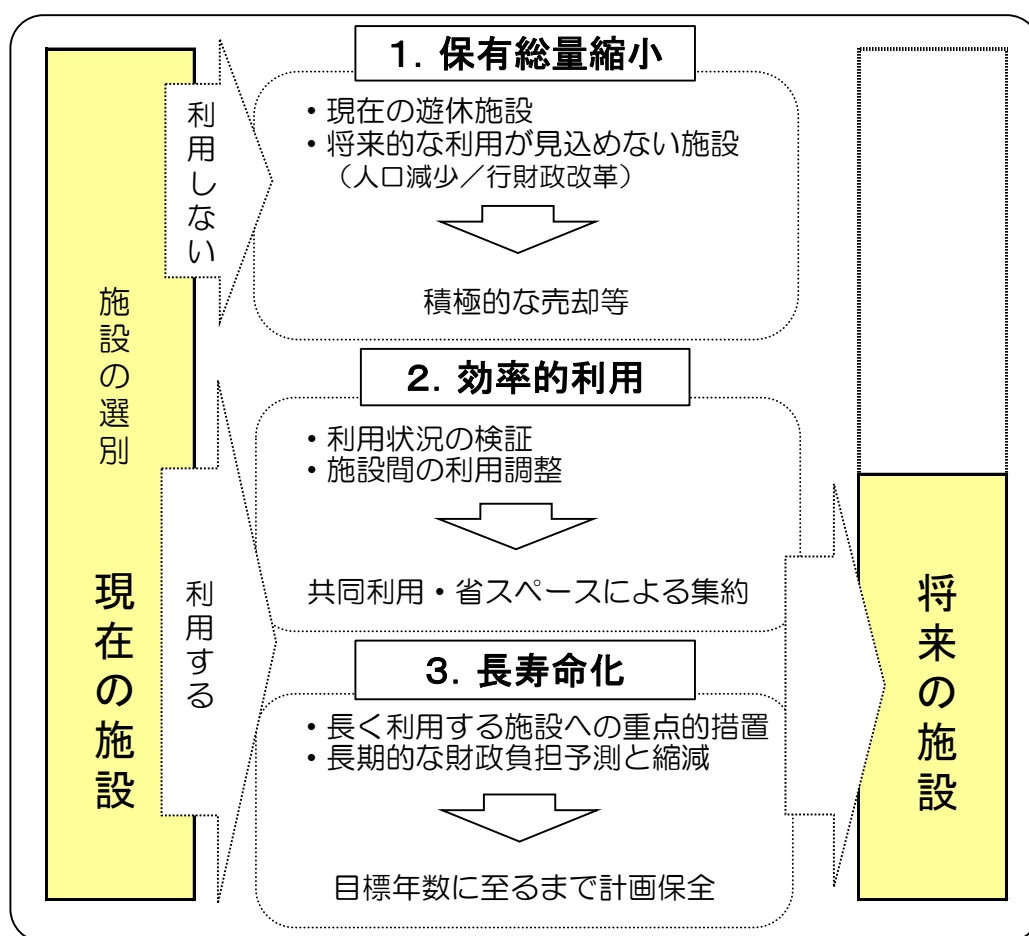
また、将来的にも利用する公共建築物について、計画的修繕と耐震改修や長寿命化改修等の保全措置を重点的に講じます。

(エ) 研修等の充実

県の施設管理担当者の業務支援のための研修会及び民間も含めたファミリーマネジメントの必要性等について普及啓発を図るための講演会を実施します。

また、市町村の担当職員の啓発や知識向上等について支援するため、県のこれまでの取組や先進事例などを紹介する研修会を開催します。

図9 公共建築物にかかる取組の推進方向



ウ インフラ施設についての基本的な考え方

(ア) メンテナンスサイクルの構築

国が定めたマニュアル等に基づきインフラ施設の点検・診断を定期的に行い、施設の健全度や優先度に応じた対策を実施します。さらに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

(イ) 基準類の整備

国の基準類や、新たな知見・ノウハウの蓄積を踏まえ、国に準拠した県の

基準やマニュアルの整備・改定を行います。なお、県の基準類については県内市町村に周知し、情報共有を図ります。

(ウ) 情報基盤の整備と活用

個別の施設についての計画諸元や点検・診断・修繕等の履歴を台帳等として整備し、効果的かつ効率的な維持管理を行います。また、情報の一元化については国の動向を注視しながら、広く利活用できるようにします。

(エ) 新技術の開発・導入

国土交通省の新技術情報システム（NETIS）※⁹に登録された技術や県産技術など、新技術の積極的な活用を図ります。

(オ) コストの縮減と予算の平準化

個別施設計画に基づき着実に維持管理・更新等を実施するため、各施設の更新投資額の推計の精度を高めながら、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を進めます。

(カ) 体制の構築

施設管理者（市町村等も含む）及び民間企業の技術力向上のため、産学官が連携して研修や講習会を計画的に開催するなどの取組みを行います。また、技術者が不足する小規模な市町村等を支援するため、施設管理者等（国・県・市町村等）が連携する体制を構築します。

上記に加え、県内企業が将来にわたって地域の安全を守る役割を果たすことができる環境を整えます。

エ 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画が必要な公共施設等のうち計画未策定の施設について、速やかに個別施設計画を策定します。

5 方針のフォローアップ及び見直し

方針に基づく取組実績や個別施設計画の策定状況について、毎年度公表するとともに、進捗状況や社会情勢の変化、情報の蓄積等を踏まえ、見直しを行います。

平成28年 2月26日策定

平成31年 1月28日改定